

問 どんな人が相談相手になつてくれるのですか？

答 人権擁護委員の皆さんが交代で相談をお受けします。

- ・石原 庸隆 (豊岡町)
- ・市川 千恵子 (拾石町)
- ・榎本 保 (宮成町)
- ・金澤 佳子 (三谷町)
- ・壁谷 隆道 (形原町)
- ・小林 敏弘 (大塚町)
- ・櫻間 雅文 (形原町)
- ・白川 節子 (竹谷町)
- ・鈴木 博子 (三谷町)
- ・牧原 正枝 (西浦町)
- ・松井 慶彦 (丸山町)

【五十音順・敬称略】



鈴木博子さん
(三谷町)

一人で悩みを抱えていませんか？
あなたの悩みをお聞かせください。

平成9年から相談員をしています。当時と比べ、最近は、個人的な相談が多くなりました。相談を受ける時には、思いやりの心を持ち、相談者が思っていること、悩んでいることをすべてお話しただけのような雰囲気づくりに心がけています。

まだまだ、この相談室をご存じない方も多いと思います。広報だけでなく、さまざまな手段でお知らせするとともに、皆さんが参加しやすい、会場、日時の設定も必要だと思っています。



人権とは… 人として幸せな毎日を送っていくための権利。私たちのまわりには、子どものいじめや虐待をはじめ、女性、高齢者、障害者、外国人などに関するさまざまな人権問題があります。これらの人権問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが、人権問題を自分自身の問題として取り組んでいくことが大切です。

人権擁護委員とは… 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。現在、約14,000名の委員が全国の各市町村に配置され、蒲郡市では11人の委員が活躍中です。「人権」が侵害されないように注意を払い、もし侵害されたときは、被害救済のため速やかに対処します。また、相談活動だけでなく、作文や作品(ポスター・書道・標語)募集、人権の花運動などの啓発活動にも努めています。本市の「中学生による一日人権擁護委員会」は、他市町には例を見ない活動として高く評価されています。

他にもあります

相談窓口

市役所では、他にも専門の相談窓口を設け、皆さんのお悩みに対応しています。詳しくは、広報のお知らせページをご覧ください。

◆法律相談

とき 月2回 水曜日

午前10時～午後4時30分

ところ 1階 市民相談室

相談員 弁護士

問合先 市民課 ☎66-11110

※予約が必要です。市民課まで。

◆消費生活相談

とき 毎週木曜日

午前10時～午後4時

ところ 1階 市民相談室

相談員 消費生活相談員

問合先 商工観光課

☎66-11119

◆子育て家庭相談

とき 毎週月～金曜日

午前9時30分～午後5時

ところ 3階 家庭児童相談室

相談員 家庭児童相談員

問合先 家庭児童相談室

☎66-12113